

令和7年度 事業報告

I 概況

- (1) 社会経済活動は、急激な物価上昇に賃金の上昇が追いついておらず、実質賃金はマイナス基調が続いている。また、我が国の総人口が減少する中において、首都圏に位置する千葉県においては流入超過による人口増加傾向にあるものの、出生率は低く、高齢化率についても令和32年には35.5%と推計される等、生産年齢人口の減少と併せて高齢化の進展が予想されている。
- (2) こうした情勢下において千葉労働局では、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、第14次千葉労働局労働災害防止計画の目標達成に向けて、高年齢労働者等の労働災害防止対策、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、労働者の健康確保対策及び化学物質による健康障害防止対策等の重点事項等について、状況や議論等も踏まえて取り組んでいくこととしている。
- (3) 公益社団法人千葉県労働基準協会連合会（以下、「連合会」という。）では、行政当局のご指導の下、地区労働基準協会（以下、「地区協会」という。）、関係機関・団体との連携・協力をより深め、県内の労働者が安心して安全かつ健康に働ける職場環境の実現を目指して、積極的、効果的な事業の運営に努めている。
そのため、安全衛生関係技能講習、教育等を始め、労務管理・労働相談センター事業や千葉県産業安全衛生会議の運営、改革を推進するための啓発事業等を積極的に推進した。
また、14次防の目標達成をサポートするために、行動災害防止に向けて、中災防の安全衛生サポート事業の活用勧奨を図ることにより、中小企業における職場環境改善等を支援している。さらに、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を促進するとともに中小企業の取組を支援するため補助金の活用勧奨を図る。さらに死亡災害の撲滅等業種別の労働災害防止対策を推進している。
- (4) 人生100年時代を迎えてライフスタイルが多様化する中で、どのような働き方であっても安心して生活することができる職場環境の実現のため、連合会は適正な労働条件の確保・改善をはじめ、労働災害防止、健康の保持増進等勤労者福祉の増進に寄与するための事業を支援している。

公益社団法人
千葉県労働基準協会連合会



(公社) 千葉県労働基準協会連合会 ちば労基連

各種事業～概略～

千葉県下の事業場における労働災害の防止、健康保持増進対策及び適正な労働条件の確保・改善対策等を促進し、働く人の安全と健康の確保並びに労働者福祉の改善・向上に寄与することを目的に各種事業を展開しています。

(5) 連合会が行っている事業の概要

<h3>各種講習</h3> <ul style="list-style-type: none"> 登録技能講習 登録養成講習 各種特別教育 能力向上教育 衛生管理者受検対策講習 等 <p>千葉県労働局登録機関として安全衛生法に基づき労働衛生関連の技能講習、教育等を実施しています。</p>	<h3>千葉県産業安全衛生会議</h3> <p>千葉県労働局、千葉県、消防団、経営者団体、労働組合等関係機関が集まり災害防止・職業病予防を図り、産業の発展、労働者の福祉に寄与することを目的に昭和46年に設立しました。</p> <p>千葉県産業安全衛生大会や年末年始無災害運動等を運営・推進しています。</p>	<h3>公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(全基連)</h3> <p>全基連は、労働基準法等労働関係法令の普及啓発や受託事業の実施を通じて、労働条件の改善向上や労働福祉の向上等を目指して活動しています。</p> <p>当連合会は、全基連千葉県支部として以下を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業環境整備・改善支援事業 外国人技能実習制度関係協議・成講習の実施
<h3>労働管理・労働相談センター</h3> <p>企業団体が開催する企業のための労働管理相談センターです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県内の千葉、船橋、柏、鎌子、館山、君津、成田、東金に相談センターを開設 専門の相談員が対応します 使用者・労働者どちらの立場でも、どなたでも、無料でご相談をお受けします (相談例) <ul style="list-style-type: none"> 労働契約を結ぶとき、契約書は必要? 職場のパワハラ・いじめ対策に悩んでいます等 	<h3>働き方改革の推進</h3> <p>厚生労働省が主催している過労死等防止対策推進シンポジウムの開催に向けて、企画段階から開催までの間、会議等に参画しています。</p> <p>毎年、特別企画として「労働管理セミナー」を開催して「こじらせない労働管理」「うっかり法違反の予防」等を始めとしてパワハラや過重労働への対応を解説しています。</p>	<h3>賛助会員</h3> <p>厚生労働省千葉県労働局辰登線講習機関として各種事業を開催し、働く人の安全と健康を確保するために日々取り組んでおります。</p> <p>多くの事業場の皆さまが当連合会の趣旨にご賛同いただき、ぜひご入会いただきますようお願い申し上げます。</p>
<h3>中央労働災害防止協会(中災防)</h3> <p>中災防は、事業場の安全衛生活動を支援することにより労働災害を防止することを目的として設立され、経営理念として「すべての働く人の安全・健康を～ Safe Work, Safe Life～」を掲げています。</p> <p>当連合会は中災防が実施する以下の事業に協力しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種セミナーの共催 中小規模事業場の安全衛生相談 中小企業無償災害相談ダイヤル受付け申請窓口 	<h3>千葉県衛生管理者協議会</h3> <p>衛生管理者、衛生推進者(安全衛生推進者)、労働衛生担当者の方々にご入会いただき、千葉県内の衛生管理者のスキルアップ及び衛生管理活動の活性化のため学会の開催や情報提供を行っています。</p>	<h3>千葉県労働基準協会連合会</h3> <p>千葉県労働局 登録講習機関</p> <p>公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会</p> <p>〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305号</p> <p>TEL : 043-241-2626 https://www.chibaroukiren.com/</p>



各種事業の詳細やお申込み等はこちらから!

II 実施事項

1 安全衛生関係技能講習、教育等の実施

令和7年度は年間95回の講習を開催

(1) 令和7年度の講習等開催回数

千葉労働局長の登録教習機関として労働安全衛生法に基づき主に労働衛生分野の技能講習及び安全教育を開催している。令和7年度は95回の講習を開催。受講者総数は7,757名となった。

(2) 令和7年度における受講者の現況

講習1回あたりの受講者数が前年比で10名以上減少した講習は「プレス機械作業主任者技能講習」の29名減、「化学物質管理者1日研修」の23名減、「産業用ロボット特別教育」及び「化学物質管理者専門的2日講習」の13名減である。

(3) 受講者の減少に伴う対策

① プレス及び産業用ロボットについては受講生が減少しているものの、すでに年間2回の開催であることからこれ以上減じるわけにはいかず、8年度も2回開催として、別途受講生の増加を図る手立てを検討する。

② また、化学物質管理者講習については選任が必須の化学工業を始めとする製造業において一定程度の資格取得が進んだことや近年オンライン講習を開催する団体が増加傾向にあり、その影響で受講生の減少につながった可能性がある。

③ しかしながら、本来化学物質管理者を選任すべき企業は製造業以外にも第3次産業を含めて多岐にわたるものであり、潜在的な需要は少なくないと考えていることから、今般、理美容業、塗装業、食品製造業及び防災団体の個別企業と団体を対象として、合わせて143件に対して受講案内を発送した。加えて、8年度は工業団地、商工会議所等への直接的な受講勧奨も視野に入れており、受講生の減少傾向は懸念材料ではあるものの、来年度も化学物質管理者の講習回数は減じることなく今年度と同数の計画とした。

④ 令和8年度は講習会場の賃借料、講習用テキスト代金及び講師謝金の値上げやオンライン講習へ向けた機械設備に伴う経費等々、講習関連の支出が増加する見込みである。また、その他にも事務所賃借料を始めとした諸経費及び物価の上昇、さらには職員の復職に伴う人件費の増加といった要因も発生する。

これらへの対処として、化学物質管理者講習その他講習への積極的な受講勧奨を始めとして、受講にキャンセルが発生した場合の追加募集の実施、実技講習の運用に係る合理化及び連合会の職員による講師対応などにより収益の確保に努めるとともに、4月から受講料金の改定を行う。値上げ幅に関しては、当連合会と同様の講習を開催している関東近県を中心とした全国9都道府県、24団体の講習料金との比較を実施したうえで、各講習の受講料がその平均に収まる範囲で1,000円程度の値上げとする。

令和7年度 安全衛生関係講習等実施状況

講習名	令和6年度 4月～3月A			令和7年度 4月～3月B			前年比 (B-A)			
	申込 者数	開催 回数	1回あたり 人数	申込 者数	開催 回数	1回あたり 人数	申込 者数	回数	1回あたり 人数	
登録技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	2,074	21	98	2,083	22	94	9	1	-4
	有機溶剤作業主任者	2,000	20	100	1,981	21	94	-19	1	-6
	石棉作業主任者	744	9	82	400	4	100	-344	-5	18
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2,183	23	94	2,099	21	99	-84	-2	5
	鉛作業主任者	112	3	37	75	2	37	-37	-1	0
	プレス機械作業主任者	167	2	83	108	2	54	-59	0	-29
	乾燥設備作業主任者	200	2	100	200	2	100	0	0	0
	登録技能講習計	7,480	80	93	6,946	74	93	-534	-6	0
登録養成講習	衛生推進者養成講習	83	3	27	84	2	42	1	-1	15
	登録養成講習 小計	83	3	27	84	2	42	1	-1	15
その他講習	有機溶剤作業主任者能力向上教育	37	2	18	30	2	15	-7	0	-3
	安全管理者能力向上教育	38	2	19	41	2	20	3	0	1
	第1種衛生管理者能力向上教育	47	2	23	50	2	25	3	0	2
	産業用ロボットの教示、検査等業務の特別教育	107	2	53	82	2	41	-25	0	-12
	第1種衛生管理者受験対策講習	251	3	83	258	3	86	7	0	3
	第2種衛生管理者受験対策講習	53	2	26	41	2	20	-12	0	-6
	労務管理セミナー	26	2	13	31	2	15	5	0	2
	化学物質管理者研修-化学物質取扱専修等対象(1日)-	173	2	86	127	2	63	-46	0	-23
	化学物質管理者専門的講習 (2日)	92	2	46	67	2	33	-25	0	-13
その他講習 小計	824	19	43	727	19	38	-97	0	-5	
総計	8,387	102	82	7,757	95	81	-630	-7	-1	

《塗装業あて受講案内 表》

令和 8 年 2 月 13 日

人事・労務・安全衛生ご担当者 様

公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会

「化学物質管理者研修～取扱い事業場対象～」受講のご案内
—職場で使っている「化学製品」管理すすめてますか？—

時下ますますご清栄の段、お慶び申し上げます。

労働安全衛生規則の改正により、令和 6 年 4 月から業種や事業の規模を問わずに職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要になっています。

具体的には、塗装作業においても裏面の「化学物質管理の対象となる物質の一覧」に該当する化学物質を取扱う全ての事業場は業種や規模にかかわらず「化学物質管理者」を選任し、その者に当該事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければなりません。

仕事でお使いの薬品等がリスクアセスメント対象物かどうかの確認は同封の「化学物質の自律的な管理に関する自主点検表」でチェックするか、お近くの労働基準監督署の安全衛生課にお問い合わせください。

化学物質管理者は、「化学物質管理者講習（1 日間）」を修了した者等から選任することが推奨されています（労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号ロ、令和 4 年 9 月 7 日付け基発 0907 第 1 号）。

私ども公益社団法人千葉県労働基準協会連合会では、化学物質管理者講習を開催しておりますので、この機会のお申し込みをお待ちしております。

別添チラシのとおり、web からご予約いただけます。なお、ご不明点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

■お問い合わせ

公益社団法人千葉県労働基準協会連合会
千葉県千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県経営者会館 305
電話：043-241-2626
<https://www.chibaroukiren.com/>



《塗装業あて受講案内 裏》

【工業塗装作業に使用される化学物質一覧】

工業塗装作業に使用される主な化学物質

チェック	成分名（別名）	CAS RN	有機則	特化則	RA対象物※	がん原性物質	濃度基準値	皮膚等障害	再塗法	GHSピクトグラム	備考
<input type="checkbox"/>	シクロヘキサノン	108-94-1	●		●			●			
<input type="checkbox"/>	酢酸エチル	141-78-6	●		●				●		
<input type="checkbox"/>	メタノール	67-56-1	●		●			●	●		
<input type="checkbox"/>	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	111-15-9	●		●			●			
<input type="checkbox"/>	1-ブタノール	71-36-3	●		●			●			
<input type="checkbox"/>	イソブチルアルコール	78-83-1	●		●			●			
<input type="checkbox"/>	トルエン	108-88-3	●		●			●	●		
<input type="checkbox"/>	酢酸n-ブチル	123-86-4	●		●						
<input type="checkbox"/>	キシレン	1330-20-7	●		●			●	●		
<input type="checkbox"/>	メチルエチルケトン	78-93-3	●		●			●	●		
<input type="checkbox"/>	イソプロピルアルコール	67-63-0	●		●						
<input type="checkbox"/>	エチルベンゼン	100-41-4		●	●						
<input type="checkbox"/>	メチルイソブチルケトン	108-10-1		●	●						
<input type="checkbox"/>	トリメチルベンゼン	25551-13-7, 108-67-8, 95-63-6, 526-73-8			●		●				
<input type="checkbox"/>	プロピレングリコールモノメチルエーテル	107-98-2			●		●				
<input type="checkbox"/>	プロピレングリコールメチルエーテルアセテート	108-65-6			●						
<input type="checkbox"/>	ジイソブチルケトン	108-83-8			●						
<input type="checkbox"/>	クメン	98-82-8			●		●				

※RA対象物：リスクアセスメント対象物

こんな災害がおこっています

普段意識せずに職場で使っている商品や製品に含まれる化学物質によって、さまざまな労働災害が報告されています。



塗装工場の清掃時における水酸化ナトリウムによる皮膚障害

塗装工場における上塗ブースの槽内において、槽内の沈殿物を取り除く作業をしていた作業者が槽内の水酸化ナトリウムが溶解している水溶液を浴び、化学熱傷を負った。

有機溶剤作業主任者能力向上教育のご案内

【受講対象】
有機溶剤作業主任者として、
・原則、資格取得後5年経過した者
・事業場において作業方法・機械設備等に大幅な変更があった者など

【根拠法令等】
労働安全衛生法第9条の2
平成18年3月31日能力向上教育指針公示第5号による。

日程 令和8年7月24日(金) → 令和8年 5月7日(木)10:00～予約開始
令和9年1月29日(金) → 令和8年11月2日(月)10:00～予約開始

会場 千葉県経営者会館 (千葉市中央区千葉港4-3) **定員** 各回54名程度

講習料金 賛助会員：9,020円 受講料4,600円 (受講料600円含む)、テキスト代 2,400円 (受講料200円含む)
非会員：12,320円 受講料4,900円 (受講料600円含む)、テキスト代 2,400円 (受講料200円含む)

申込方法 Webより予約となっております。
当連合会のホームページよりお申込みください。

【カリキュラム】1日 (9:00～17:15) → このあと修了証交付までは59分と要します。

8:30～8:50	受付
9:00～11:05	作業環境管理 (2時間)
11:10～12:10	健康診断 (1時間)
12:10～13:00	休憩 (昼休み50分)
13:00～15:05	作業管理 (2時間)
15:10～17:15	事例研究及び関係法令 (2時間)

・講習終了後、修了証交付します。
・テキストの貸借手配となる場合があります。

くわしくはホームページをご覧ください。 [千葉労基連](https://www.chibarokiren.com/) [検索](#)

千葉労働局長 労働環境部長
公益社団法人 **千葉県労働基準協会連合会**
〒260-0226 千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館505号
TEL: 043-241-2626 FAX: 043-241-2670
<https://www.chibarokiren.com/>

安全管理者能力向上教育のご案内

【受講対象】
安全管理者として、
・原則、資格取得後5年経過した者
・事業場において機械設備等に大幅な変更があった者 など

【根拠法令等】
労働安全衛生法第19条の2
平成18年3月31日能力向上教育指針公示第5号による。

日程 令和8年 9月 4日(金) → 令和8年 7月 1日(水)10時より予約開始
令和9年 2月24日(水) → 令和8年12月 1日(火)10時より予約開始

【会場】千葉県経営者会館2階 【定員】1回50名程度
【カリキュラム】1日 (9:00～17:20)

8:30～8:50	受付 (8:50まで入室を希望いたします。)
9:00～10:30	最近における安全管理上の課題とその対策 (1.5時間)
10:40～12:10	
12:10～13:00	最近における安全管理手法の知識 (3時間)
13:00～14:30	
14:40～17:20	災害事例及び関係法令 (2.5時間) (うち10分休憩)
17:20～	修了証交付 (交付終了まで15分ほど要します。)

講習料金 会 員：8,910円 (受講料6,600円、テキスト代2,310円)
非会員：12,210円 (受講料9,900円、テキスト代2,310円)

※出席完了の割合によりテキストが貸借となる場合がございます。
※当該年度の賛助会員にご入金ください。受講料が別引となり、会員価格にて受講いただけます。

申込方法 **【受講特典】**として、受講者の皆様へ「安全の指標」を無料配布いたします！
中央労働安全衛生研究所が提供する安全スタッフの日常業務に役立つ情報が満載の1冊です！

当会ホームページの「Web予約システム」よりお申し込みいただけます。
くわしくはホームページをご覧ください。

千葉労働局長 労働環境部長
公益社団法人 **千葉県労働基準協会連合会**
〒260-0226 千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館505号
TEL: 043-241-2626 FAX: 043-241-2670
<https://www.chibarokiren.com/>

第1種衛生管理者能力向上教育

受講対象
第1種衛生管理者として、
・原則、資格取得後5年経過した者
・初任時能力向上教育未実施の者
・事業場において機械設備等に大幅な変更があった者など

【根拠法令等】
労働安全衛生法第19条の2
平成18年3月31日能力向上教育指針公示第5号による。

講習日程 令和8年9月24日(木)～25日(金) 予約開始 令和8年 7月1日(水)11時～
令和9年2月 1日(月)～2日(火) 予約開始 令和8年12月1日(火)11時～

講習会場 千葉県経営者会館 (千葉市中央区千葉港-3)

定員 各回36名程度

賛助会員 11,660円
受講料 8,800円 (税込)
テキスト代 2,860円 (税込) ※

講習料金 **非会員 14,960円**
受講料 12,100円 (税込)
テキスト代 2,860円 (税込) ※

申込方法 ホームページよりWeb予約システムをご利用ください。

カリキュラム

健康管理	2時間30分
労働衛生教育	1時間
労働衛生管理の機能と構造	2時間30分
作業環境管理	1時間
作業管理	2時間
実務研究	2時間
災害事例及び関係法令	2時間
修了証交付	講習終了後、15分程度要します。

公益社団法人 **千葉県労働基準協会連合会**
〒260-0226 千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館505号
TEL: 043-241-2626 HP: <https://www.chibarokiren.com/>

化学物質管理者研修

～化学物質取扱事業場等対象～(1日)

リスクアセスメント対象物を製造、搬送、取り扱う事業場において、**業務、施設を問わず**化学物質管理者の選任が令和4年4月1日から義務化されました。(労働安全衛生規則第12条の5)
この研修は、**リスクアセスメント対象物の取扱事業場等における化学物質管理者講習に準ずる講習**です。
自律的な化学物質管理を実施するにあたり、管理者として必要な知識・実用能力を習得します。
化学物質の安全管理を管理の未経験者にも理解いただけるように、「化学物質管理者制度について」の科目を独自に追加して、丁寧に説明いたします。

講習日程 ①令和8年 6月10日(水) 予約開始 4月1日(水)10時～
②令和8年 12月 9日(水) 予約開始 10月1日(水)10時～

講習会場 千葉県経営者会館 (千葉市中央区千葉港4-3)

定員 各回100名程度

講習料金 賛助会員 **10,780円**
受講料 8,800円 テキスト代 1,980円
非賛助会員 **14,080円**
受講料 12,100円 テキスト代 1,980円
※出席完了の割合により、テキストが貸借となる場合がございます。

申込方法 ホームページよりWeb予約システムをご利用ください。

カリキュラム 1日

科目	時間
化学物質管理者制度について (30分)	9:00～9:30
関係法令 (30分)	9:30～10:00
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等 (1時間30分)	10:10～11:40
化学物質の危険性及び有害性等の調査 (2時間)	12:30～14:40 (うち10分休憩)
化学物質の危険性及び有害性等の調査に基づく措置等その他必要対応等 (1時間30分)	14:50～16:30 (うち10分休憩)
化学物質を原因とする災害発生時の対応 (30分)	16:30～17:00
修了証交付	17:00～

公益社団法人 **千葉県労働基準協会連合会**
〒260-0226 千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305号
TEL: 043-241-2626
<https://www.chibarokiren.com/>

化学物質管理者専門的講習

リスクアセスメント対象物を製造する事業場等対象 (2日)

リスクアセスメント対象物の製造、搬送、取り扱う事業場において、**業務、施設を問わず**化学物質管理者の選任が令和4年4月1日から義務化されました。(労働安全衛生規則第12条の5)
自律的な化学物質管理を実施するにあたり、習得して必須の知識・実用能力を習得します。

講習日程 ①令和8年 4月23日(水)～24日(木) 予約開始 2月2日(月)10時～
②令和8年10月27日(水)～28日(木) 予約開始 8月3日(日)10時～

講習会場 千葉県経営者会館 (千葉市中央区千葉港4-3)

定員 各回54名

講習料金 賛助会員 **23,980円**
受講料 19,000円 テキスト代 1,980円
非賛助会員 **27,280円**
受講料 23,300円 テキスト代 1,980円
※出席完了の割合により、テキストが貸借となる場合がございます。

申込方法 ホームページよりWeb予約システムをご利用ください。

カリキュラム 2日間

科目	時間
1日	
【講義】 関係法令 (18時間)	9:00～10:00
【講義】 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等 (2時間30分)	10:10～11:40
【講義】 化学物質の危険性及び有害性等の調査 (3時間)	12:30～13:30
【講義】 化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要対応等 (2時間)	13:40～16:50 (うち10分休憩)
2日	
【講義】 化学物質を原因とする災害発生時の対応 (30分)	9:00～11:10 (うち10分休憩)
【講義】 化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等 (3時間)	11:20～11:50
【実習】 化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等 (3時間)	12:40～15:50 (うち10分休憩)
修了証交付	15:50～

※講習2日目の実習でノートパソコンを使用しますので、「お持ちください」の欄に「ノートパソコン」を記載してご来場ください。
※当日の受付で「実習用データ作成ツール(CREATE-SIMPLE (Excelファイル)をダウンロード、フル起動してください。(念のためネット接続、電源確保をお願いします。))」
※「職場の安全サイト」ホーム+化学物質のリスクアセスメント実習室+CREATE-SIMPLE
https://www.environment.go.jp/user/entry/kepp07_3.htm

公益社団法人 **千葉県労働基準協会連合会**
〒260-0226 千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305号
TEL: 043-241-2626
<https://www.chibarokiren.com/>

労務管理セミナー

～その労務管理、なぜダメなのかな～

企業はどのような違反で労務から送検されているか
労務基準関係法令違反に係る司法送検事例 1,771件の分析結果を説明します

講師

稲垣 寛孝 講師
元千葉労働基準監督署長、労働環境コンサルタント、社会保険労務士、産業カウンセラー
民間キャリアアップ・人材開発・労務管理実務者として労務の現場を熟知し、企業現場で「うっかり」法違反の予兆に「こらえない」労務管理をわかちあわせてお話しします。監督官の経験をもつコンサルタントの立場から一歩踏み込んだ解説をします。

小林 礼子 講師
社会保険労務士、労務士事務所所長
労働・社会保険制度って複雑ですよね。私も事業場で職員の社会保険手続き等の仕事をしていたので苦労しました。ですから担当者の立場になって悩みごとを丁寧に解説したいと思います。
厚生労働省や千葉労働局の働き方改革推進事業の支援も経験もしています。

開催情報

日程 ①令和8年 6月 5日(金) → 令和8年 4月1日(水)10時より予約開始
②令和8年12月18日(金) → 令和8年10月1日(水)10時より予約開始

講習料金 会 員：6,820円 (受講料5,500円、テキスト代1,320円)
非会員 **10,120円** (受講料8,800円、テキスト代1,320円)

会場 千葉県経営者会館 **定員** 各回50名程度

申込方法 当会ホームページの「Web予約システム」よりお申し込みいただけます。

テーマ

- 第1 労基法と安衛法の基礎知識、労務管理上のリスクが実効ある労働安全衛生法の着眼点とは
- 第2 労働保険・社会保険制度のキポイント、わが国にどう関連し、やすい法的留意点はどこ?
- 第3 コーポレート風俗労働7ハワハラ? 直近の労働行政の動向、最近の法改正の解説等

公益社団法人 **千葉県労働基準協会連合会**
〒260-0226 千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館505号
TEL: 043-241-2626 FAX: 043-241-2670
<https://www.chibarokiren.com/>

2 労務管理・労働相談センター（（旧）労働問題相談センター）の開設

各地区協会に労務管理・労働相談センターを開設

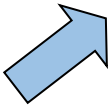
(1) 地区協会の協力の下、地区協会に労務管理・労働相談センターを8か所開設し、働き方改革の推進、労働環境の改善など労務管理に係る様々な労働問題について、専門スタッフによる個別無料相談を実施。

(2) 労働相談の窓口が多くある中で、他の相談窓口との差別化を図り、企業団体による企業のための労務管理の相談窓口であることをアピールするために、名称を「労働問題相談センター」から「労務管理・労働相談センター」とした。

(3) 周知拡大を目指して千葉労働局のホームページの「労働関係相談先一覧」に「労務管理・労働相談センター」の掲載依頼を行った。

労働関係相談先一覧

ご相談先	ご相談内容
<p>総合労働相談コーナー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職場でのトラブルの解決を労働局がお手伝いします
<p>労働基準監督署</p> <p>労働基準監督署チャットボット</p> <p>(厚生労働省のウェブサイトへリンク)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 解雇・賃金不払い等の労働条件に関する相談 職場の安全衛生・健康管理に関する相談 労災保険に関する相談
<p>労務管理・労働相談センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企業における労務管理に関する相談 解雇、労働時間、賃金、退職金等の労働条件 派遣労働や短時間勤務 職員の募集・採用 男女均等取扱い 等



労働問題相談センターの相談件数

	令和	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
相談件数	年間	243	201	205	186	184

- (4) 令和8年度からは広報誌「千葉労基連」に「労務管理・労働相談センター情報」コーナーを設けて、各労務管理・労働相談センターに寄せられた相談事例から主要な事案を紹介する。これをもって他の会員企業の労務管理の参考にもなるとともに、同センターのPR効果を図る。

その悩み、相談してみませんか
労務管理・労働相談センター

※電話は、各センターのホームページ、電話簿にてご確認ください。

- ◎企業団体が提供する、企業のための相談窓口です。
- ◎事業主、労働者どちらの立場でも、どなたでも。
- ◎無料でご相談をお受けします。
- ◎密着の相談員が対応いたします。
- ◎相談者のプライバシーに配慮します。

<p>【一宮】千葉労働相談センター</p> <p>〒260-0026 千葉県一宮市東1-1-10 TEL 043-242-2044 FAX 043-242-2054</p>	<p>【二宮】千葉労働相談センター</p> <p>〒273-0003 千葉県二宮町1-1-10 TEL 0476-22-3998 FAX 0476-22-3948</p>	<p>【船橋】千葉労働相談センター</p> <p>〒273-0003 千葉県船橋市東1-1-10 TEL 0476-22-3998 FAX 0476-22-3948</p>
--	---	--

公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会(ちば労基連) 千葉県労働局
〒043-241-2626 FAX 043-241-2626

労務管理・労働相談センター
(相談内容の一部)

- 労働契約を結ぶとき、契約書は必要?
- 就業規則を作成・変更したい
- 時給外労働の割増賃金、計算方法を教えて
- 病欠療養中の従業員の出勤管理について
- パート・アルバイトの社会保険や労働保険の加入について
- 職場のパワハラ・いじめに悩んでいます

その他、メンタルヘルス、育児介護休業、選考・解雇、安全衛生管理...
さまざまな労働問題のご相談を受け付けています。

公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会(ちば労基連) 千葉県労働局
〒043-241-2626 FAX 043-241-2626 http://www.chibarokiren.com/

3 千葉県産業安全衛生会議の円滑な運営

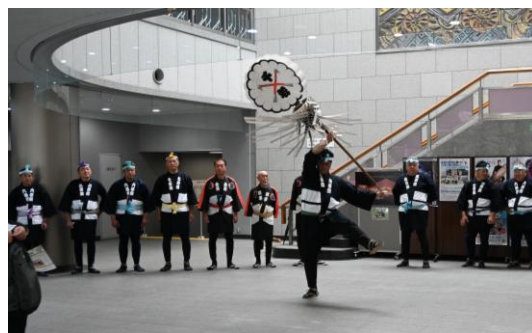
千葉県産業安全衛生大会の開催 千葉労働局合同パトロールの実施
 年末年始無災害運動の推進

(1) 連合会の加盟している千葉県産業安全衛生会議は 14 団体で構成されており、千葉県の産業の健全な発展と勤労者の福祉の向上に寄与することを目的としている。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ア 厚生労働省 千葉労働局 | イ 千葉県 |
| ウ 千葉県労働基準協会連合会 | エ 建設業労働災害防止協会 |
| オ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 | カ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 |
| キ 日本ボイラ協会 | ク 日本クレーン協会 |
| ケ 千葉産業保健総合支援センター | コ 日本労働安全衛生コンサルタント会 |
| サ 建設荷役車両安全技術協会 | シ 千葉県経営者協会 |
| ス 千葉県中小企業団体中央会 | セ 日本労働組合総連合会 |

(2) 10月30日(木)に千葉県産業安全衛生大会を青葉の森公園芸術文化ホールにて開催。来場者は294名。

壇上において安全衛生表彰が執り行われ、千葉労働局長表彰、千葉県産業安全衛生会議長表彰及び千葉県労働基準協会連合会長表彰など合わせて33事業場、5個人に対して表彰状及び記念品を授与。大会には千葉県庁などの行政機関や中央労働災害防止協会等の関係団体からも多数のご来賓にご臨席を賜り、「大会を契機に今一度、人命尊重という基本的理念を胸に刻み、労働災害ゼロ、働くすべての労働者が心身ともに健康で安心して働ける職場環境の実現に向けて全力で取り組む」とした大会宣言を採択したのち、特別講演を経て閉会となった。



主催 (公社)千葉県労働基準協会連合会
 建設業労働災害防止協会千葉県支部
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会千葉県支部
 港湾貨物運送事業労働災害防止協会千葉県支部
 (一社)日本ボイラ協会千葉支部
 (一社)日本クレーン協会千葉支部

(公社)建設荷役車両安全技術協会千葉県支部
 (独)労働者健康安全機構千葉産業保健総合支援センター
 (一社)千葉県経営者協会
 千葉県中小企業団体中央会
 日本労働組合総連合会千葉県連合会
 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会千葉支部

協賛 厚生労働省千葉労働局、各労働基準監督署・千葉県

(3) 令和7年6月24日(火)及び12月4日(木)に千葉労働局との合同パトロールを実施した。7月は全国安全週間、12月は年末年始無災害運動期間に合わせて実施したものであり、建設工事を対象に千葉労働局長、千葉労働基準監督署長等と共に連合会等の千葉県産業安全衛生会議構成団体が参加してのパトロールとなった。

- ① 6月24日(火) 千葉県千葉リハビリテーションセンター建築工事(第1期)
- ② 12月4日(木) 千葉市稲毛区弥生町計画(分譲マンションI工区)新築工事

厚生労働省
千葉労働局

千葉労働局発表
令和7年6月13日

報道関係者 各位

Press Release

【照会先】
千葉労働局労働基準部 健康安全課
課長 小菅 拓也
主任地方産業安全専門官 北川 龍章
(電話) 043-221-4312

労働局長による安全パトロールの実施について
～ 全国安全週間を契機に労働災害防止の撲滅を図る ～

千葉労働局(局長: 小山英夫)は、県内の労働災害件数の高止まりを受け、全国安全週間¹を契機に安全意識の高揚と労働災害防止対策の更なる徹底を目的に、千葉県産業安全衛生会議²の構成機関と共に安全パトロールを実施します。

- 1 実施年月日及び時間
令和7年6月24日(火) 午後1時30分～午後3時00分
- 2 パトロール現場
名 称 千葉県千葉リハビリテーションセンター建築工事(第1期)
所在地 千葉市緑区菅田町1-45-2
元 請 大成・阿部特定建設工事共同企業体
- 3 安全パトロールの構成
千葉労働局 局長ほか4名
千葉労働基準監督署 2名
千葉県産業安全衛生会議構成機関(災害防止団体) 4名
- 4 取材申込
当日、同行取材を希望される場合は、6月19日(木)までに、取材申込みフォーム(別紙「安全パトロール次第(予定)」をご参照ください。)から申込みいただきますようお願いいたします。



(4) 年末年始無災害運動の推進

広報用リーフレット7,900部を印刷。災防団体等に配布のうえ、12月からの運動期間中に構成団体、労働基準監督署及び地区の労働基準協会とも連携して周知を行った。連合会では講習計画の送付に併せて賛助会員270名に送付している。



4 千葉県衛生管理者協議会の運営

例会（研修会）の開催

千葉県衛生管理者協議会は衛生管理者などに各種情報提供を行いながら、企業における労働衛生管理の活性化を図ることを目的として平成22年3月に設立。会員数は216名。令和7年度は9月22日（月）及び令和8年3月6日（金）に例会を開催。

衛生管理者が最新の知見や情報を収集できる場は少ないことから、当例会においては常に最新の情報を提供することを心掛けている。その意味からも毎回、千葉労働局健康安全課長に労働衛生の現状についての講演を依頼している。

《令和7年度に開催した千葉県衛生管理者協議会 例会 次第》

第1回 令和7年9月22日（月）

講演 「現況の労働衛生の課題等」について

千葉労働局労働基準部 小菅健康安全課長

動画 「働く人が抱えるところの病とは？—早く気付くために周りは〇〇を見て！」
(精神科医として20年以上のキャリアと産業医30社以上の実績を持つ医師)

事業説明 千葉県健康福祉部 健康づくり支援課 横田主査

千葉市保健福祉局 健康福祉部 健康推進課 竹内主任保健師

第2回 令和8年3月6日（金）

講演 「労働安全衛生の現状等について」

千葉労働局労働基準部 関安全課長補佐

講演 「これから進める化学物質対策～法改正による個人ばく露測定等」

中央労働災害防止協会 福原安全管理士・衛生管理士

事業説明 千葉県健康福祉部 健康づくり支援課 横田主査

千葉市保健福祉局 健康福祉部 健康推進課 山口主任保健師

令和8年3月6日(金)

千葉県衛生管理者協議会 様

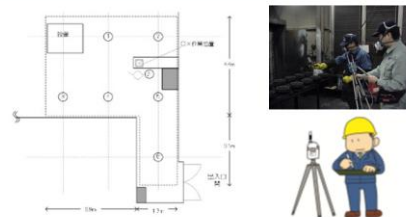
「これから進める化学物質対策
～法改正による個人ばく露測定等」

中央労働災害防止協会
関東安全衛生サービスセンター
安全管理士・衛生管理士
福原 健一

JISHA
中災防

作業環境測定

JISHA
中災防



作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析(解析を含む。)をいう。(労働安全衛生法第二条)※

5 全国労働基準関係団体連合会(全基連)千葉県支部事業の実施

就業環境整備・改善支援事業の運営、外国人技能実習制度関係者養成講習の開催
建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業の実施等

連合会は「全国労働基準関係団体連合会」の千葉県支部となっているので、全基連が受託した以下の事業を実施した。

(1) 就業環境整備・改善支援事業の展開

10月23日(木)の午前に「就業環境整備・改善支援セミナー」を開催。午後には「過重労働解消のためのセミナー」を開催した。適正な労務管理や安全衛生管理など、就業環境の整備や見直しを検討されている事業場を無料で支援する事業であり、他に個別訪問による相談支援も計画したが、申込がなかった。

(2) 外国人技能実習制度関係者養成事業に関する各種の講習を開催した。令和7年度は以下の講習を開催した。

- ・ 5月14日(水) 技能実習責任者講習 受講者 22名
- ・ 5月15日(木) 技能実習指導員講習 受講者 12名
- ・ 5月16日(金) 生活指導員講習 受講者 7名

(3) 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業

研修会の開催に向けて、受講生を始めとする対外的なパンフレットの配布。併せて連合会ホームページでの広報を実施した。令和8年度は建設業の一人親方以外にも対象業種を拡大して「個人事業者等の安全衛生確保支援事業」と名称変更のうえ、連合会でも研修会の開催を予定する。

6 中央労働災害防止協会(中災防)との連携

安全衛生相談の開催、研修の共催、無災害記録証の進達

(1) 中小規模事業場安全衛生相談事業

中小規模事業場の安全衛生水準の向上に寄与するため、電話、メール、来所等による安全衛生相談を日常的に実施する。令和7年度は2月末時点で144件の相談件数となっている。以下は7年度の安全衛生相談からの抜粋

相談内容	回答概要
製造業でも職長の能力向上教育は必要か	安全衛生教育等推進要綱(平成3年1月21日付け基発第39号)によりおおむね5年ごとに必要
石綿の健診を受けているがじん肺健診も必要か	目的、受診項目が異なるため両方の健診が必要となる
作業主任者を選任すべき乾燥設備はどんな機械が該当するのか	安衛法第14条、施行令6条の乾燥設備の定義により説明
初めて石綿作業をやるが、注意点を知りたい	石綿総合ポータルサイトを紹介。事業主の項を参照のこと
抄紙機を用いて作業をする。75デシベル以下だが有害業務になるか	実際の音の大きさに関係なく業務が該当すれば有害業務となる

(2) 中災防との共催にて令和7年度は下記研修を開催した。

① 安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修

令和7年7月4日(金)に開催。

② K Y T トレーナー研修会

・第1回 令和7年8月28日(木)～8月29日(金)に開催。

・第2回 令和7年10月28日(火)～10月29日(水)に開催。

③ 事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修

令和7年11月13日(木)～14日(金)に開催。

JISHA 中災防 と ちば労基連 共催講習のご案内

安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修

製造業、建設業など事業場では、労働安全衛生法第28条の2に基づき、リスクの発生しつと評価を実施し、その結果に基づいてリスク低減措置を講ずる。しかしながらリスクアセスメント中の実施が事業場の労務負担となることがあります。また、厚生労働省により、設備、原材料、作業行動等の要素に起因するリスクを除去・低減するための基本方針となる「危険性又は有害性等の調査等に関する指針(リスクアセスメント指針)」が制定されています。本研修では、リスクアセスメント指針を踏まえて、事業場におけるリスクアセスメントを作業の仕組みづくりや適切に実施していくための知識等を学んでいただきます。

※本研修を修了された方は、厚生労働省(平成12年9月14日付け基発第577号)のリスクアセスメント担当者研修を修了したことになります。

【日 程】 令和7年7月4日(金) 9:00～17:00

【受 講 対 象】 事業場におけるリスクアセスメントの企画、実施において中心的な役割を果たす実務担当者の方

【講 習 会 場】 千葉県経営者会館(千葉市中央区千葉港4-3) 千葉都市モノレール「市役所前駅」徒歩5分

【参 加 費】

区分	正 規 会 費
会員*	31,600円
一般	35,200円

* 会員とは中災防の賛助会員、千葉労基連の賛助会員、地区労働基準協会の会員をさします。

研修内容

- 【講義1】 労働安全衛生マネジメントシステムにおけるリスクアセスメントの目的と意義(①労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)の概観 ②リスクアセスメント(RA)の概観)
- 【講義2】 リスクアセスメントの手法 その① ①リスクの見極め方法 ②リスクの低減のための優先度の設定
- 【講義3】 リスクの検出、リスクの低減のための優先度の設定
- 【講義4】 リスクアセスメントの手法 その② ①対策の選定 ②情報の入手 ③レポートの作成(労働安全に関するプロセス)
- 【講義5】 リスクの検出、低減結果の検討
- 【講義6】 リスクアセスメントの手法 その③ ①リスク低減結果の検討と実施
- 【講義7】 リスクの検出、低減結果の検討
- 【講義8】 リスクアセスメントの手法 その④ ①導入から運用までへ ②導入スケジュール ③実施体制 ④実施体制の作成 ⑤教育 ⑥記録 ⑦リスクの管理 ⑧運用の継続事項 ⑨事例紹介 などと、質疑応答

終了証交付/修了検定

◆ 中災防ホームページよりWeb申込みができます。検索はこちらから [中災防 関東センター] 検索

◆ カリキュラムや申込方法の詳細は中災防ホームページまたはちば労基連ホームページにてご確認ください。

【お申込み・お問合せ先】
中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター TEL: 03-5484-6701
公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会 TEL: 043-241-2626

JISHA 中災防 と ちば労基連 共催講習のご案内

令和7年度 事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修

実効性のあるメンタルヘルス対策を進めるためには、組織的、計画的な体制づくりと、これを適用する担当者を選任することが必要で、担当者を選任するための「担当者としての役割の担い手育成」が重要です。本研修は、その担当者に必要なメンタルヘルス対策に関する知識を包括的に学ぶことができます。

※本研修および「研修報告書(研修)」の送付は、必ず「研修報告書(研修)」を送付後、中災防(関東防止協会)が実施する「無災害記録証」の送付を要することができます。

開催日 2025年11月13日(木)～14日(金)

研修会場 千葉県経営者会館(千葉市中央区千葉港4-3)千葉都市モノレール市役所前駅(徒歩5分)

対象者 事業場内メンタルヘルス対策を推進する方、人事・労務担当者、衛生管理係・保健師・産業保健スタッフ等

取得単位 THP指導者登録更新単位 5単位

カリキュラム概要 ※都合によりカリキュラム等の一部変更する場合があります。

1日目 9:40～17:00	2日目 9:30～17:00
【講義1】 事業場におけるメンタルヘルスマネジメントに関する基礎知識 ・ストレス及びメンタルヘルスマネジメントに関する基礎知識 ・心身医学・精神医学の基礎 ・職人のうつ病と自殺予防への対応 【講義2】 研修報告書 ・メンタルヘルス教育の進め方	【講義3】 職場環境等の把握と改善の方法 ・職場環境のメンタルヘルスマネジメントへの影響 ・個人情報等の保護への配慮 ・職場環境における支援の進め方 ・関係者との連携及び情報伝達の進め方 【研究討議】 ・研修内容の把握と情報伝達


参加費 ※テキスト代・消費税を含む

区分	正 規 会 費	割引金額(※)
THP登録者	36,630円	割引対象外
会員	36,630円	25,641円
一般	40,700円	28,490円

* 受講料の割引金額が対象となる事業場は、常時使用する労働者が300人未満であり、かつ、労務保険の適用事業場です。
* 会員とは千葉労基連の賛助会員、地区労働基準協会の会員、中災防の賛助会員をさします。

【お申込み・お問合せ先】
中央労働災害防止協会 健康推進部企画管理課
TEL: 03-3452-2517
公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会
TEL: 043-241-2626

Web申し込み受付中
以下のQRコードから
申し込みサイトへ



(3) 全国産業安全衛生大会の周知広報

広報「千葉労基連」、ホームページ等のメディアによる周知広報を実施。
また、通常総会にて参加者に大会案内を配布。

(4) 中小企業無災害記録証授与制度

企業からの申し出に基づき1次審査を行い中災防に進達した。令和7年度は高級アルコール工業(株)、成田空港給油施設(株) 千葉事業所、(公社)千葉県労働基準協会連合会に無災害記録証が授与された。

記録証の授与

申請内容が規程に合致した事業場には、中小企業無災害記録証と副賞(表彰楯)が授与されます。



無災害記録証表彰状



努力賞 進歩賞 銅賞 銀賞 金賞

7 働き方改革の推進

過労死等防止対策推進シンポジウムの開催への協力

11月11日(火)に開催した厚生労働省主催の過労死等防止対策推進シンポジウムへの協力。連合会は協力団体として企画段階から開催まで各会議のメンバーになっている。

8 各種広報啓発事業の継続

年間6回の会報「千葉労基連」を発行

会報「千葉労基連」では、千葉労働局の行事予定を掲載して労働局の施策の周知に努めている。また、成立した法律や法改正の周知のみではなく、労働政策審議会の情報等、企業が今後取り組む労働課題の動向も紹介している。

—労働基準行政の課題や今後が垣間見えます— (高齢者の労働災害防止対策検討会の資料を公開)

厚生労働省は「第4回高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」の資料を公開しました。議題は(1)高齢者の労働災害防止のための指針について(2)高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会報告書案についてで、資料は(1)高齢者の労働災害防止のための指針案等について(2)高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会報告書案などとなっています。



同検討会は労働安全衛生法の令和7年改正により「高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずること」が事業者の努力義務とされたことから、「必要な指針」を含めて高齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策等、今後の高齢労働者の労働災害防止対策のあり方について検討しています。

〈厚労省 URL〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66673.html

9 令和7年度 総会及び理事会の開催状況

第1回理事会	令和7年4月16日(月)	11:00 開会
定時総会	令和7年5月26日(月)	15:00 開会
第2回理事会	令和7年5月26日(月)	定時総会に併せて開催
第3回理事会	令和8年3月25日(水)	16:00 開会

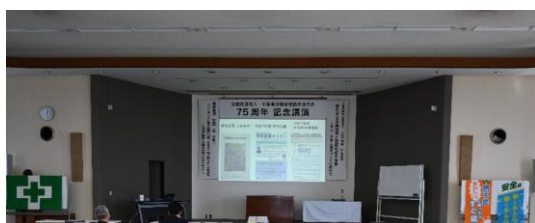
ひと休み



公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会

— 設立 75 周年 記念講演 —

令和 8 年 3 月 24 日（火）に「(公社) 千葉県労働基準協会連合会 設立 75 周年 記念講演」を開催しました。下村会長の開会あいさつの後、第 1 部として千葉労働局 土田容子監督課長から「変化する労働環境と監督行政の役割～安心・安全な職場づくりに向けて」とのご講話。続いて第 2 部では安西法律事務所 安西愈弁護士による「労働基準監督行政の歩みと多様な雇用形態への労働契約（就業規則）の重要性」と題する特別講演をいただきました。記念講演には多数のご来場者を賜り、多くの参加者から「今日は参加してよかった。」「このような貴重な講演を開催してくれてありがとうございます。」との言葉をいただきました。



記念講演 会場



開会あいさつ 下村会長



土田監督課長



安西弁護士

